

国民健康保険・後期高齢者医療保険

8月から被保険者証が新しくなります

現在お使いの「国民健康保険」と「後期高齢者医療保険」の被保険者証の有効期限は、平成22年7月31日までとなっておりますので、新しい被保険者証を7月末までに簡易書留で送付します。

8月からは新しい被保険者証を使用してください。

8月1日からの被保険者証

- 後期高齢者医療保険(だいたい色)
有効期限：平成23年7月31日まで

- 国民健康保険

- 一般被保険者証(レモン色)
- 退職被保険者証(もも色)

有効期限：平成23年7月31日まで

ただし、国民健康保険退職被保険者証の有効期限は、65歳になる月の末日までです。

70歳になる方は、医療費の自己負担の割合が、誕生月の翌月から3割が1割(現役並み所得者を除く)に変わりますので、誕生月の末日までが有効期限となります。

期限が切れる前に新しい一般の被保険者証を簡易書留で送付します。

70歳から74歳の医療費自己負担

70歳から74歳(現役並み所得者を除く)までの医療費の自己負担の割合は、平成20年4月から制度上は「2割」となっていますが、負担増の凍結期間が延長されています。

このため、平成23年3月31日までは自己負担は「1割」です。被保険者証の記載は、図のようになっています。

国民健康保険 被保険者証	
記号	多久 番号〇〇〇〇〇 有効期限 平成23年7月31日
資格	前期高齢者【2割(但し平成23年3月31日まで1割)】
氏名	多久太郎 性別 男
世帯主	多久太郎
住所	佐賀県多久市北多久町大字小侍 〇〇番地
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
取得年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 発行期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
保険者住所	佐賀県多久市北多久町 大字小侍7番地1 保険者番号 410043
T E L	(0952) 75-2159 保険者名 多 久 市

後期高齢者医療保険へ移る方の、国民健康保険の有効期限は、75歳の誕生日前日までとなります。誕生日までに後期高齢者医療被保険者証を簡易書留で送付します。

有効期限を過ぎた被保険者証は、保険年金係へ返却するか、裁断等をして適切に破棄してください。

被保険証は大切に

被保険者証を受け取ったら、記載事項に誤りがないか、必ず確認してください。

医療機関で受診する場合は、必ず被保険者証を医療機関の窓口に出してください。

職場の保険に加入したり、他の市町村へ転出する場合や記載事項に変更があった場合は、速やかに保険年金係へ届け出てください。

不正に使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。特別な事情もなく保険料(料)を滞納した場合には、被保険者証を返還していただく場合があります。

問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

NPO法人の

申請や届出は

市役所へ

NPO(特定非営利法人)の認証などの事務権限が佐賀県から多久市へ移譲され、次の手続きは平成22年6月1日から、市役所総務部経営統括室で取り扱います。

・市が取り扱う手続き

多久市内にのみ事務所がある法人の申請や届出先は、多久市となります。取り扱う手続きは、

- NPO法人の設立認証の申請
- 設立登記完了の届出
- 役員変更の届出
- 定款変更の認証申請
- 事業報告書等の提出
- 解散等の届出
- 合併認証申請 などです。

なお、県内の2つ以上の市町に事務所を置く法人の申請・届出先は、今までどおり佐賀県です。

■問い合わせ

総務部 経営統括室 企画経営係

☎75-2116